

在宅生活サポートセンター 責任分担表

種 類	内 容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増 ※施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動による経費の増については、別途協議		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	関係団体や地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
事業の中止・延期	県の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等（県が取得すべきもの）	○	
	上記以外の場合		○
資金調達	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
	上記以外の場合		○

種 類	内 容	負担者	
		県	指定管理者
施設・設備・物品 の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	経年劣化によるもの（補修に係る費用の総額が 30万円を超えない場合）		○
	〃 （上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定で きないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定で きないもの（上記以外）	○	
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによ るもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定で きないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定で きないもの（上記以外）	○	
施設の利用不能等 による収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合（ただし、管理運営委託料を 減額する場合がある）	○	
施設利用者への損 害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者 に損害を与えた場合（不適切な施設管理による 利用者のけが等）		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	管理者として注意義務を怠ったことにより損害 を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中 途における業務を廃止した場合における事業者 の撤収費用		○